

福岡県医発第 1719 号 (総)

平成 20 年 11 月 14 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公印省略)

裁判員制度施行にあたっての申し入れについて

標記の件につきまして、日本医師会より情報提供がございましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

平成 21 年 5 月 21 日から実施が予定されております裁判員制度では、裁判員候補者として指名された者が自らの業務上やむを得ず辞退を申し出る場合には、当該事件を担当する裁判所に対して個別に辞退理由を説明し、裁判官によって辞退の可否が決定されることとなりますが、この度、日本医師会が、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、十分にご理解を頂きたい旨、最高裁判所長官、同事務総長、同事務総局総務局長、並びに法務大臣宛へ申し入れを行ったとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても裁判員制度が円滑に実施されますようその趣旨をご理解いただきますとともに、本件につきまして会員へ周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

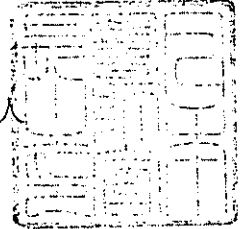
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第812号(法7)

平成20年11月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥人



裁判員制度施行にあたっての申し入れについて

平成21年5月21日から実施が予定されている裁判員制度については、その周知方にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

同制度については、地域医療を担う医師・医療従事者が裁判員候補者として指名を受けた際に、患者の診療上やむを得ず辞退する場合の辞退申し出の可否や手続きをめぐり、ご懸念やご要望が多く寄せられているところであります。

裁判員候補者として指名された者が自らの業務上やむを得ず辞退を申し出る場合には、

①前年の12月頃、裁判員候補者名簿登載者に送付される「調査票」の中で、

②具体的な事件の裁判員候補者に裁判の約6週間前に送付される「質問票」の中で、

③裁判の当日におこなわれる選任手続の中で、

等の局面に応じて、当該事件を担当する裁判所に対して個別に辞退理由を説明し、裁判官によって辞退の可否が決定されることになります。

今般、本会では、裁判員制度が円滑に実施され、医師・医療従事者が、患者の診療上やむを得ず辞退を申し出る場合の取扱いについて支障のないよう、最高裁判所長官、同事務総長、同事務総局総務局長、ならびに法務大臣に宛てて申し入れをおこないましたので、ご参考までに写しをお送りいたします。

あわせて、最高裁判所作成による裁判員制度のパンフレット等を同封いたしますので、貴職におかれましては、裁判員制度の趣旨をご理解のうえ、貴会会員に対するさらなる情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。

- 別添1 最高裁判所長官宛て申し入れ書(写)
- 2 最高裁判所事務総長宛て申し入れ書(写)
- 3 最高裁判所事務総局総務局長宛て申し入れ書(写)
- 4 法務大臣宛て申し入れ書(写)
- 5 裁判員制度パンフレット(最高裁判所作成)
- 6 裁判員制度パンフレット(最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会作成)

以上





別添 1

日医発第730号(法4)

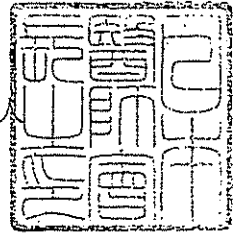
平成20年10月10日

最 高 裁 判 所

長 官 島 田 仁 郎 殿

日 本 医 師 会

会 長 唐 澤 祥 人



裁判員制度施行にあたっての申し入れ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年5月21日から実施が予定されている裁判員制度につきましては、その普及啓発に本会として最大限の努力をしておりますが、本制度の施行に際しては、特に下記の点にご高配をいただきたく、お願い申し上げます。

記

裁判員の選任手続きの過程で、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、地域住民の生命、安心・安全を担う医師・医療従事者の使命に鑑み、個別具体的な辞退申し出事由について、十分なご理解をいただきたいこと。

以 上



日医発第730号(法4)

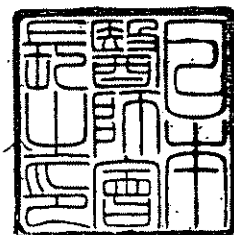
平成20年10月10日

最 高 裁 判 所

事務総長 大 谷 剛 彦 殿

日 本 医 師 会

会 長 唐 澤 祥



裁判員制度施行にあたっての申し入れ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年5月21日から実施が予定されている裁判員制度につきましては、その普及啓発に本会として最大限の努力をしておりますが、本制度の施行に際しては、特に下記の点にご高配をいただきたく、お願い申し上げます。

記

裁判員の選任手続きの過程で、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、地域住民の生命、安心・安全を担う医師・医療従事者の使命に鑑み、個別具体的な辞退申し出事由について、十分なご理解をいただきたいこと。

以 上



日医発第730号(法4)

平成20年10月10日

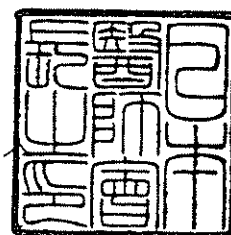
最高裁判所

事務総局

総務局長 高橋利文 殿

日本医師会

会長 唐澤 祥



裁判員制度施行にあたっての申し入れ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年5月21日から実施が予定されている裁判員制度につきましては、その普及啓発に本会として最大限の努力をしておりますが、本制度の施行に際しては、特に下記の点にご高配をいただきたく、お願い申し上げます。

記

裁判員の選任手続きの過程で、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、地域住民の生命、安心・安全を担う医師・医療従事者の使命に鑑み、個別具体的な辞退申し出事由について、十分なご理解をいただきたいこと。

以 上



日医発第730号(法4)

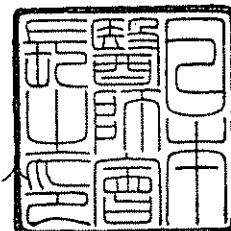
平成20年10月30日

法 務 大 臣

森 英 介 殿

日 本 医 師 会

会 長 唐 澤 祥 人



裁判員制度施行にあたっての申し入れ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年5月21日から実施が予定されている裁判員制度につきましては、その普及啓発に本会として最大限の努力をしておりますが、本制度の施行に際しては、特に下記の点にご高配をいただきたく、お願い申し上げます。

記

裁判員の選任手続きの過程で、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、地域住民の生命、安心・安全を担う医師・医療従事者の使命に鑑み、個別具体的な辞退申し出事由について、十分なご理解をいただきたいこと。

以 上

裁判員制度
平成21年 5月21日
スタート!

裁判員制度

より多くの方に、参加していただくために。

最高裁判所

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、
刑事裁判に参加する制度です。
6人の裁判員と3人の裁判官が、
ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、
有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判員裁判の対象事件

●裁判員裁判対象事件数の内訳

強盗致傷(695)／殺人(556)／現住建造物等放火(286)／強姦致死傷(218)／傷害致死(171)／強制わいせつ致死傷(168)／強盗強姦(129)／強盗致死(66)／危険運転致死(51)／その他(303)



上記事件数は、平成19年に地方裁判所で受理した事件数。

裁判員制度は、
平成21年5月21日に、
全国60か所で始まります。^{※1}

●地方裁判所の本庁50か所

都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路

●地方裁判所の支部10か所

八王子、^{※2} 小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山

裁判員は、それぞれの裁判所の管轄区域内に
居住する有権者から選ばれます。

※1 平成21年5月21日以降に起訴された事件が対象となります。

※2 実施時までには立川市へ移転予定です。

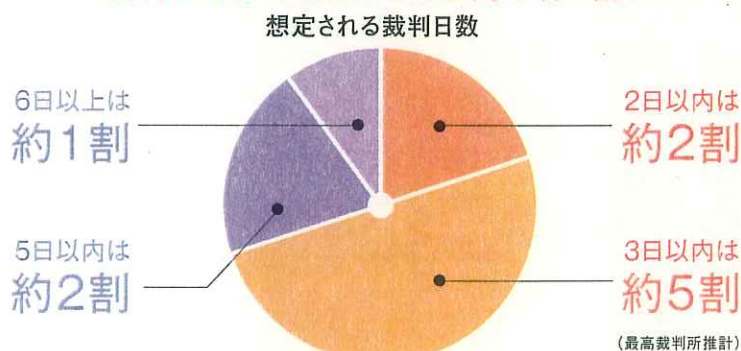
裁判員裁判の日数

裁判員の負担を軽減するためにも、裁判にかかる日数ができるだけ短くなるように、さまざまな工夫や努力を行います。たとえば、裁判における争点や証拠を事前に整理したり、できるだけ裁判を連日的に行ったりすることによって、約7割の事件は、3日以内に終わります。

裁判は、昼食などをはさんで5～6時間。

事件によって異なりますが、たとえば、午前9時30分頃に裁判所に来て、昼食時間や休憩等をはさんで午後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うといったスケジュールとなります。

裁判にかかる日数、3日以内が約7割。



3日以内の事件では、連続して開廷する予定です。また、6日以上的事件については、1週間に開廷する日数を3日程度とするなど、みなさんの負担ができるだけ小さくなるよう努めます。

裁判員等になる確率

1年間で裁判員
または補充裁判員
になる確率は、

約5000人に1人。

(補充裁判員を2人選ぶと仮定した場合)

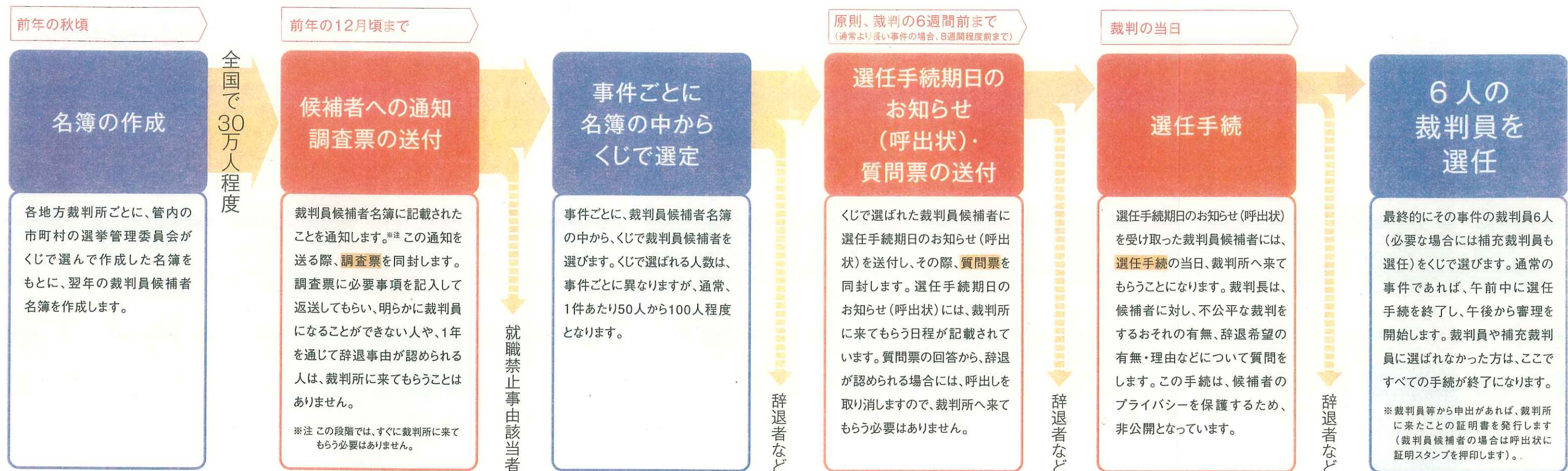
1年間で
裁判員候補者に
なる確率は、

約400人～800人に1人。

(1件あたり50人～100人選ぶと仮定した場合)

(平成19年最高裁判所推計)

裁判員等選任手続の流れ (審理日数3日程度の場合)



調査票でおたずねすること

- 裁判員になることができない事由(就職禁止事由)の有無。
(例:自衛官や警察職員など)
- 1年間を通じて辞退することができる事由がある場合、辞退希望の有無・理由。(例:70歳以上の方、学生または生徒の方、過去5年以内に裁判員等を務めた方、重い病気やケガにより、1年間を通じて裁判に参加することがむずかしい方など)
- 月の大半にわたって裁判員となることが特にむずかしい月がある場合、その月における辞退希望の有無・理由。^{※注}(例:株主総会の開催月、決算期など)

※注 調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情(辞退事由)があると認められる場合、その月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に来てもらうことはありません。

質問票でおたずねすること

以下のような事情に当てはまる方について、辞退を希望 するかどうか等をおたずねします。

- 重い病気またはケガにより裁判所に行くことがむずかしい。
- 親族・同居人の介護・養育を行う必要がある。
- 他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。
- 妊娠中または出産直後(出産日から8週間以内)である。
- 重い病気またはケガにより治療を受ける親族・同居人の 通院・入退院に付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、またはこれに伴う入退院 に付き添う必要がある。
- 裁判所の管轄区域外の遠く離れた所に住んでおり、裁判所に行くことがむずかしい。
- 仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。

選任手続の当日にお聞きすること

質問票等の回答のみでは辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日に初めて辞退を希望した裁判員候補者には、具体的な事情をお聞きします。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確かめる質問も行います。

仕事を理由とする裁判員の辞退について

裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加してもらうことで初めて成り立つ制度です。法令が定める辞退事由に該当すると認められない限り、裁判員等になることを辞退することはできません。仕事を理由として裁判員を辞退するためには、「仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある」場合に該当する必要があります。個々のケースにおいて、仕事を理由とする辞退が認められるかは、裁判員候補者の具体的な事情を、質問票や質問手続で確認した上で、

例えば、

- ① 裁判員として職務に従事する期間
(期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
 - ② 事業所の規模
(事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
 - ③ 担当職務の代替性
(代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
 - ④ 予定される仕事の日時を変更できる可能性
(裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)
- などの観点から、総合的に判断されることとなります。

裁判員の役割

審理



裁判員は、裁判官と一緒に審理に立ち会います。

- 裁判官、検察官及び弁護人は、法廷での審理を始める前に、事件の争点を整理し、必要な証拠を厳選した上で、争点に集中した審理を行います。
- 大量の証拠を読み込む必要はありません。法廷で証人や被告人の話を聴いたり、凶器などの証拠品を見たりすれば、事件について判断することができます。法律知識も必要ありません。
- 裁判官、検察官及び弁護人のやりとりが平易で分かりやすいものになるように工夫します。

評議



裁判員は、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを議論し、決定します。

- 評議では、法廷で見聞きした証拠のみに基づいて判断します。
- 評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。
- 裁判員と裁判官が議論を尽くすことによって、正しい結論を導き出すことができます。

判決



裁判員は、裁判長が行う判決宣告に立ち会い、その職務を終えます。

国民のみなさんが参加することによって、ひとりひとりの感覚や経験に根ざした、新鮮で多様な視点が裁判にもたらされます。

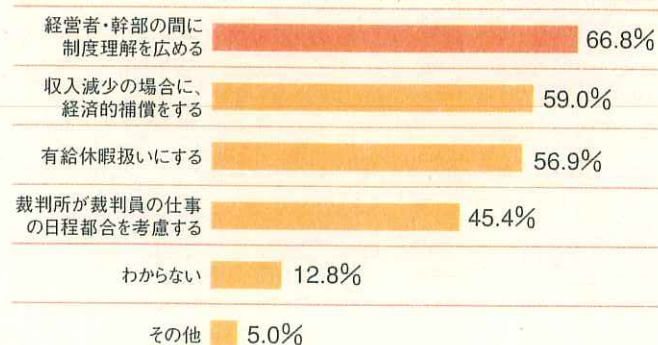
裁判員裁判に参加しやすくするための環境整備

裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、勤めている方は、5割以上。（平成20年4月労働力調査より）

会社経営に携わる方々には、特別な有給休暇制度を創設するなど、従業員が裁判に参加しやすい環境づくりをお願いします。

最高裁判所が実施したアンケートでは、国民のみなさんが裁判員として参加できない具体的な理由として、「仕事等（学業・家事を含む）の重要な用事がある」がもっとも多く挙げられました。さらに、サラリーマンなどが裁判員の役目を果たしやすいようにするために、どのようにすればいいかについて、もっとも多かった回答は、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」でした。

国民（サラリーマン）が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備



※「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所

裁判員制度 Q&A

Q 裁判員として審理に参加した経験話すことは、守秘義務違反になるのですか？

A 公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても問題ありませんし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題ありません。守秘義務の対象となるのは、評議の際の裁判員や裁判官の意見の内容、多数決の人数、結論に達した過程などの「評議の秘密」と、事件の記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、他の裁判員の名前などの「職務上知り得た秘密」です。

守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。

Q 裁判員候補者に選ばれたことを公にしていけないと聞いたのですが、上司や同僚に話すことも許されないのですか？

A 上司に裁判員候補者になったことを話して、休暇を申請したり、同僚の理解を求めることは問題ありません。むしろ、積極的に上司等に相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。また、裁判所からの期日のお知らせ（呼出状）を上司や同僚に見せることについても問題ありません。

なお、法律上禁止されている「公にする」とは、例えばインターネットで公表するような場合など、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。

Q 裁判員候補者や裁判員になったら、手当や交通費はもらえるのですか？

A 裁判員候補者または裁判員として裁判所に来た方には、日当と交通費が支払われます。日当の具体的な金額は、裁判員の場合は1日あたり1万円以内、裁判員候補者の場合は1日あたり8,000円以内で、選任手続や審理・評議にかかった時間に応じて支払われます。

また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊料が支払われます。

Q 裁判員や裁判員候補者が裁判所に向かう途中で事故にあった場合、補償を受けることはできるのですか？

A 裁判員は、非常勤の裁判所職員であり、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定の適用を受けます。したがって、裁判員が、その職務を果たすため裁判所と自宅の間を行き帰りする途中で事故にあった場合、同法の規定に基づき、補償を受けることができます。また、裁判員候補者についても、裁判員と同様に補償を受けることができます。

くわしくは、お近くの地方裁判所まで、おたずねください。

制度のくわしい情報はこちらから。



最高裁判所 裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度

検索



裁判員制度携帯サイト

正しく読み込めない場合は、携帯用アドレスをご利用ください。
<http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>



裁判員制度メールマガジン

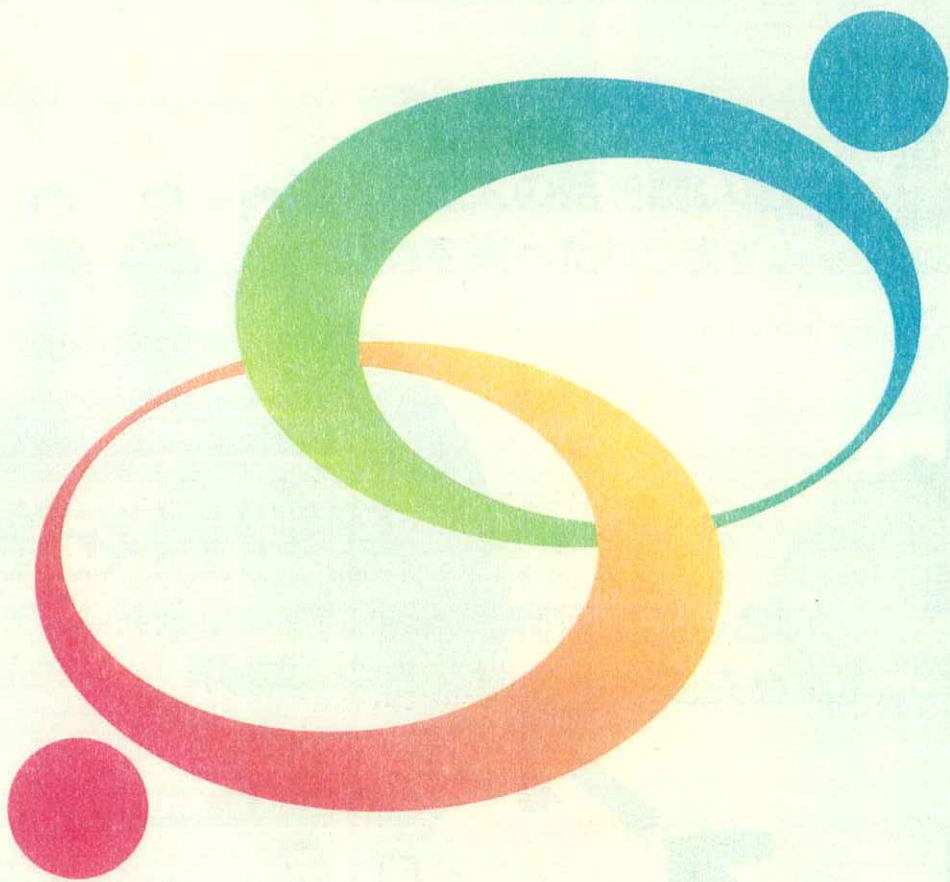
裁判員制度に関する最新情報などをお知らせしています。
裁判員制度ウェブサイトよりご登録ください。

詳細はこちらからもご覧いただけます。 最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/> 法務省 <http://www.moj.go.jp/> 日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>

最高裁判所

〔平成21年スタート!〕

私の視点、私の感覚、
私の言葉で参加します。



裁判員制度

最高裁判所 法務省 日本弁護士連合会

裁判員制度を ご存じですか！

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、平成16年5月28日に公布されました。この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

捜査

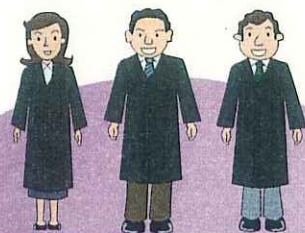
捜査機関（警察や検察官など）が証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。



裁判官3人

裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



裁判員6人

私の視点、私の感覚、私の言葉で
参加します。



裁判員が参加する仕事

裁判を行う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判長が判決を言い渡します。

これから始まる！ 裁判員制度



Q1

裁判員制度は なぜ導入されるのですか？

A

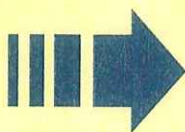
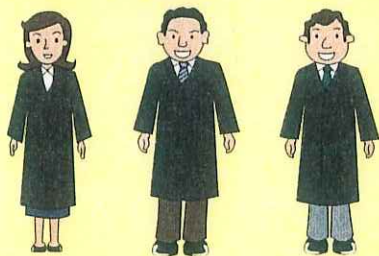
国民のみなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの視点、感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

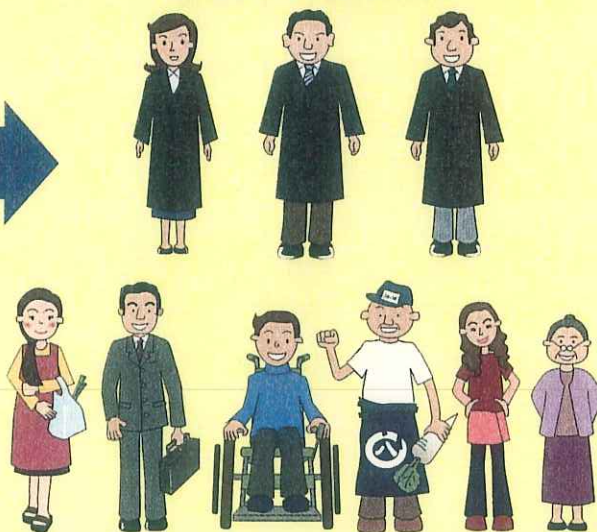
これまでの刑事裁判

裁判官3人



裁判員制度が導入されると…

裁判官3人＋裁判員6人





これから始める!

裁判員制度

Q & A

Q2

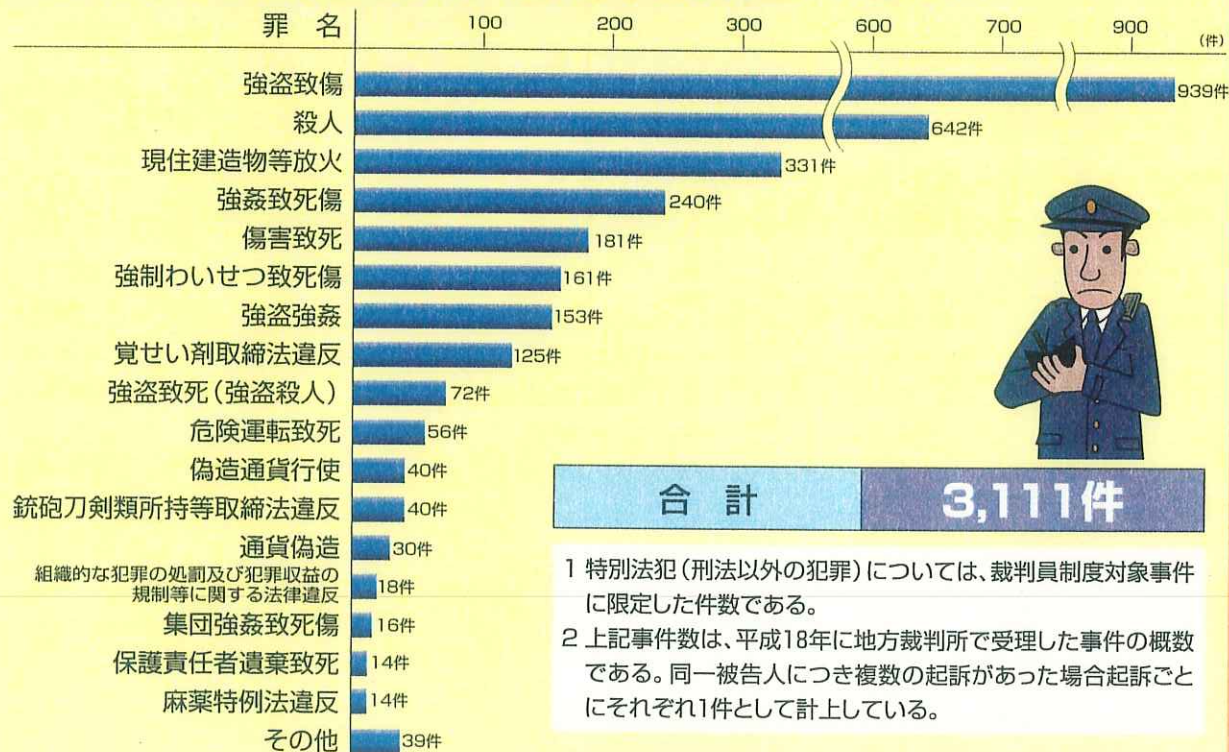
裁判員が参加するのは、
どのような事件ですか?

A

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

■罪名別に見た裁判員裁判の対象となる事件数(平成18年)





Q3

裁判員はどのようにして
選ばれるのですか？

A

最初に、選挙人名簿^{せんきょにんめいぼ}をもとに裁判員候補者名簿^{さいばんいんこうほしゃめい}を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任^{せんにん}手続^{てつづき}により選ばれます。

前年12月ころまで

1 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

2 候補者へ通知・調査票の送付

A 調査票を活用し、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

原則裁判の6週間前まで

3 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。

4 選任手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

B 質問票に基づいて辞退が認められた人は、呼出しを取り消されることになり、裁判所に行く必要はありません。

裁判員選任手続期日

5 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、辞退希望がある場合の理由(Q7参照)などについて質問されます。

C この段階において、裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人の請求により、候補者から除外されることもあります。

6 裁判員が選ばれます。



Q4

裁判員に選ばれたら、
どのようなことをするのですか?

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判^{こうはん}に出席する(公開)

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいます。)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠^{ひこくにん}として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする(非公開)

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)ことになります。

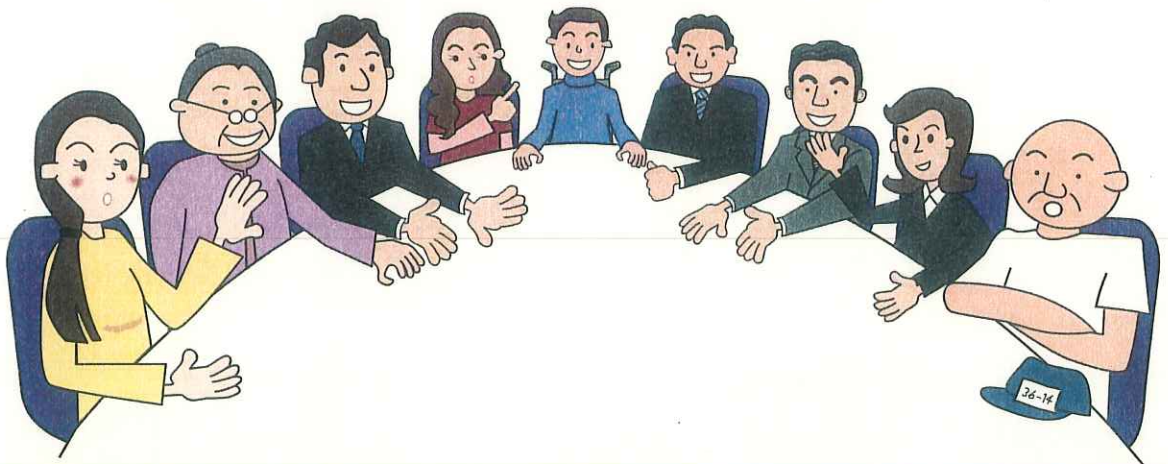
議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要です(これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。)。また、どんな刑にするべきかを決めるに当たっては、評議に参加した裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の意見を含む過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加えていきます。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告^{せんこく}(公開)

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q5 裁判員になるために、資格はいらないのですか？



A

衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。

ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由^{けつかくじゆう}

- 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- 禁錮^{きんこ}以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

3 事件に関連する不適格事由^{ふてきかくじゆう}

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- 自衛官 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

Q6 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力します。



これから始める!

裁判員制度

Q & A

Q7 裁判員になることを
辞退できますか?

A

広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限りです。)
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、けんさつしん 検察審査員を務めたことや過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人等
- ⑤ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
(やむを得ない理由とは、例えば)
 - 重い病気・けが
 - 親族又は同居人等の介護・養育
 - 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
 - 父母の葬式等、他の期日に行えない社会生活上の重要な用務
 - 妊娠中や出産直後(8週間以内)
 - 親族又は同居人等が重い病気・けがの際の入通院等への付き添い
 - 妻・娘の出産への立会い又は入退院への付き添い
 - 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、出頭困難であること
 - 裁判員の職務を行うこと等により、本人等に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずるような場合

裁判員になるに当たり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

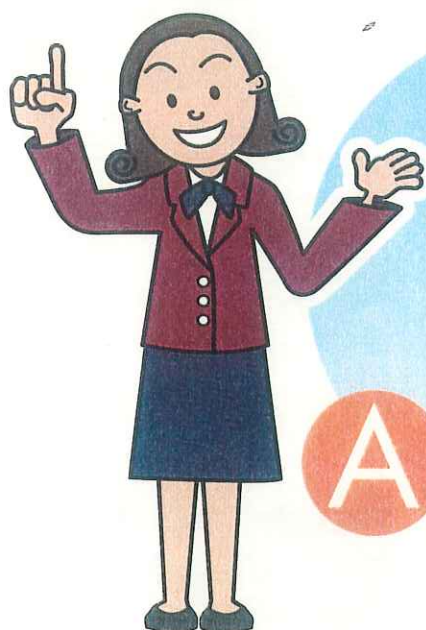
Q8 裁判員となるために
仕事を休むことは認められますか?

A

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。



従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。



Q9

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q10

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。



Q11

裁判は時間がかかるのではないのですか?

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思っています。

Q12

裁判員には^{にっとう}日当や交通費は支払われるのですか?

A

支払われます。

なお、日当額については、上限1万円と定められています。



Q13

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか?

A

平成18年の裁判員制度の対象となる事件は3,111件でした。

日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億355万人(平成18年9月現在)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。





裁判員制度

シンボルマークの意味

〔かたち〕

2つの円は「裁判官」と「裁判員」を表しています。2つの円が交わることで協力し合う姿勢を表しています。「∞」（無限大）を表現しています。法律を熟知した専門家である裁判官と、一般国民の代表である裁判員が協力し合うことで生じる効果が無限大であることを表しています。

〔いろ〕

親しみやすいパステル調の色合いをベースに、赤みがかった部分は「活発さ、情熱」を表現し、青みがかった部分は「冷静な判断」を表現しています。どちらの色が裁判官、裁判員という区別はしていません。

〔イメージ〕

「裁判員」のローマ字表記の頭文字「S」も表現しています。

● 問い合わせ先 ●

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
TEL03-3264-8111
<http://www.courts.go.jp/>

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841
<http://www.nichibenren.or.jp/>



この印刷物は大豆インキを使用して印刷されています。

この冊子は再生紙を使用しています。

●法テラス・コールセンターでも、「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています。

法テラス・コールセンター おなやみなし **0570-078374**